

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

令和 7 年度佐倉市一般会計補正予算

令和 8 年 2 月 24 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

令和7年度 佐倉市一般会計補正予算(第9号)

令和7年度佐倉市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,882,846千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月15日

地方自治法第179条第1項により専決処分
佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
17 県支出金		5,201,256	99,639	5,300,895
	3 委託金	513,091	99,639	612,730
歳入合計		63,783,207	99,639	63,882,846

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		8,664,285	99,639	8,763,924
	4 選挙費	149,538	99,639	249,177
歳出合計		63,783,207	99,639	63,882,846